決算規模は増加、総収支の黒字を維持 ~令和4年度市町村等公営企業決算の概要について~

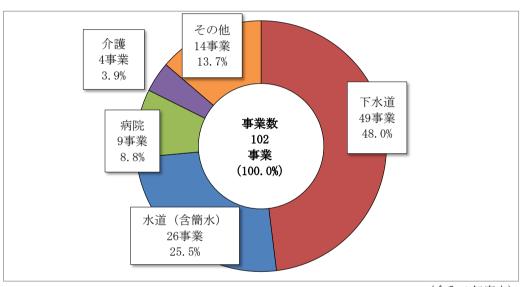
- ■京都府では、府内25市町村(京都市除く)及び2一部事務組合の令和4年度公営企業決 算をとりまとめましたのでお知らせします。
- ■決算規模は約1,490億円(前年度+2.4%)、総収支は約35億円の黒字(前年度▲11.4%) となりました。
- (注) 図表中の数値は表示単位未満を四捨五入したものであるため、合計が一致しない場合があります。

事業数

事業数は、令和4年度末現在102事業で、前年度と同数となっている。 事業別に見ると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。 なお、過去5年の推移をみると、平成30年度の事業数と比較して5事業、4.7%減少となっている。

また、全国的に法適用企業への移行が進められていることから、京都府としても今後も法非適用企業から法 適用企業への移行が増加する見込みである。

地方公営企業の事業数の状況



(令和4年度末)

地方公営企業の事業数の推移

(単位:事業、%)

	年度	Н30	R1	R2	R3	R4	対前年	度比較	(参 対平成30	考))年度比較	R4 法適用	R4 法非適用
事	*	(A)			(B)	(C)	増減数 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減数 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)	企業数	企業数
水道	(含簡水)	28	27	26	26	26	0	0.0	▲ 2	▲ 7.1	21	5
病	院	9	9	9	9	9	0	0.0	0	0.0	9	-
介	護	5	5	4	4	4	0	0.0	1	▲ 20.0	1	3
下	水 道	49	49	49	49	49	0	0.0	0	0.0	35	14
そ	の他	16	15	15	14	14	0	0.0	▲ 2	▲ 12.5	-	14
合	計	107	105	103	102	102	0	0.0	A 5	▲ 4.7	66	36

- ※ 法適用企業 地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っている。
- ※ 法非適用企業 地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場事業整備事業及び介護サービス事業のうち、地 方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っている。

市町村別事業数一覧

■対前年で事業数の増減はなし

(単位:事業)

			>十、	女 田							ÿ 1 −11	- ,卒 圧	1		1	<u> =117. :</u>	事業)
		. 1.3		適用	-		佐	=	\H-			適用			-		
団 体 名	上	ガ	病	介	下	⇒ 1	簡	電	港	市	と	宅	駐	介	下上	⇒ 1	合 計
	水道	7	77-5-7	≑ #;	水道	計	道易	rightarrow	्रातं	48	女	成地	車	≑ #:	水道	計	
1 6 1 1 +		ス	院	護		4	水	気	湾	場	畜	造	場	護		_	0
福知山市	1		1		2	4				1	1	1			2	5	9
舞鶴市	1		1		5	7			1				1			2	9
綾部市	1		1		3	5						1	1			2	7
宇治市	1				1	2							1			1	3
宮 津 市	1				1	2						1	1			2	4
亀 岡 市	1		1		4	6										0	6
城 陽 市	1				1	2										0	2
向 日 市	1				1	2										0	2
長岡京市	1				1	2							1			1	3
八幡市	1				1	2							1			1	3
京田辺市	1				2	3										0	3
京丹後市	1		1		5	7		1				1		1		3	10
南丹市	1				3	4										0	4
木津川市	1				1	2										0	2
大山崎町	1					1									1	1	2
久御山町	1				1	2										0	2
井 手 町	1					1	1								1	2	3
宇治田原町	1				2	3										0	3
笠 置 町						0	1									1	1
和東町						0	1								1	2	2
精 華 町	1		1		1	3										0	3
南山城村			_		_	0	1									1	1
京丹波町	1		1			2	_							1	5	6	8
伊根町			_			0	1							1	1	3	3
与謝野町	1					1	1							1	3	3	4
南丹病院組合	1		1			1									0	0	1
山城病院組合			1	1		2										0	2
合 計 (R4)	21	0	9	1	35	66	5	1	1	1	1	4	6	3	14	36	102
合 計 (R3)	21	0	9	1	35	66	5	1	1	1	1	4	6	3	14	36	102
差引(増減)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 一部事務組合による病院事業の構成市町村は以下のとおり

南丹病院組合: 亀岡市、南丹市、京丹波町 山城病院組合: 木津川市、笠置町、和束町、南山城村

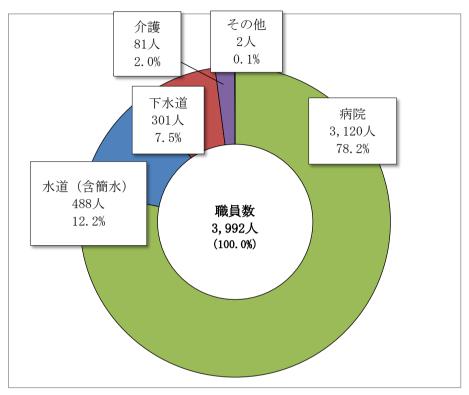
2 職員数

職員数は、令和4年度末現在3,992人で、前年度末に比べ12人、0.3%増加している。 水道事業、病院事業において前年度比で増加しており、主に不足人員の確保による増員が要因となって

事業別にみると、病院事業の職員数が最も多く、次いで水道事業、下水道事業、介護事業となってい

なお、過去5年間の推移をみると、平成30年度職員数と比較して832人、26.3%の増加となっている。

地方公営企業の職員数の概要



(令和4年度末)

地方公営企業の職員数の推移

(単位・事業 %)

										(単位:	尹耒、%)
	➤ 年月	变	Н30	R1	R2	R3	R4	対前年	度比較	(参) 対平成30	考) 年度比較
事業			(A)	X.I	TO .	(B)		増減数 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減数 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)
水道	(含簡	水)	443	420	497	484	488	4	0.8	45	10. 2
病		院	2, 347	2, 417	3,054	3, 093	3, 120	27	0. 9	773	32. 9
介		護	74	72	96	92	81	▲ 11	▲ 12.0	7	9. 5
下	水	道	295	293	315	309	301	▲ 8	▲ 2.6	6	2. 0
そ	の	他	1	4	2	2	2	0	0.0	1	100.0
合	·	計	3, 160	3, 206	3, 964	3, 980	3, 992	12	0.3	832	26. 3

決算規模 3

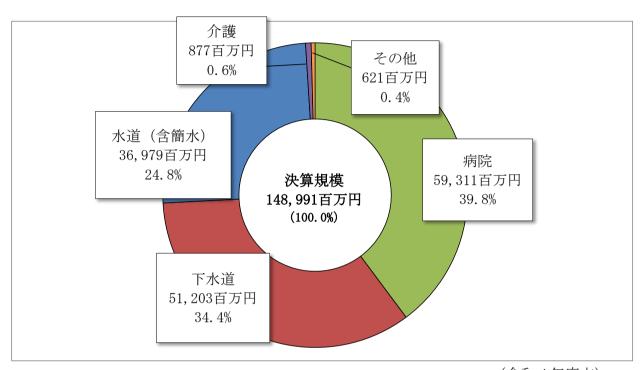
決算規模は、1,489億91百万円で、前年度に比べ、全体で34億22百万円増加している。

主な増加理由は、物価高騰による総費用の増加や、水道事業における管路更新、病院事業における設備更新に 係る建設改良費の増加によるもの。

決算規模を事業別にみると、病院事業が最も大きく、次いで下水道事業となっている。

なお、過去5年間の推移を見ると、平成30年度の決算規模と比較して全体で38億89百万円、2.7%の増加と なっている。

地方公営企業の決算規模の状況



(令和4年度末)

地方公営企業の決算規模の推移

(単位:百万円、%)

	、 年	度	Н30	R1	R2	R3	R4	対前年	度比較	<u>中区・ロガ</u> (参: 対平成30	
事	業		(A)	ΚI	1(2	(B)	(C)	増減額 (C)-(B)	增減率 ((C)-(B))/(B)	増減額 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)
水道	(含簡	水)	31, 300	32, 067	33, 515	34, 646	36, 979	2, 333	6. 7	5, 679	18. 1
病		院	52, 639	52, 587	55, 761	55, 962	59, 311	3, 349	6. 0	6, 672	12. 7
介		護	1, 318	1, 384	1, 404	854	877	23	2. 7	▲ 441	▲ 33.5
下	水	道	58, 509	53, 877	51, 484	53, 256	51, 203	▲ 2,053	▲ 3.9	▲ 7,306	▲ 12.5
そ	の	他	1, 336	937	898	851	621	▲ 230	▲ 27.0	▲ 715	▲ 53.5
合		計	145, 102	ŕ	143, 062	145, 569	148, 991	3, 422	2. 4	3, 889	2. 7

(注)決算規模の算出は次のとおりとした。 法適用企業:総費用(税込み) - 減価償却費 + 資本的支出 法非適用企業:総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

4 全体の経営状況

公営企業全体の総収支は、35億31百万円の黒字で、前年度に比べ4億56百万円、11.4%減少している。

主な減少理由は、物価高騰による総費用の増加や、水道事業において給水人口減少に伴い料金収入が減少したことによるもの。

全体の経営状況(事業別総収支額)

(単位:百万円、%)

	区		ì	法適用事業	4	注	非適用事	業		合	計	
- 14	年	度	R3	R4	増減額	R3	R4	増減額	R3	R4	増減額	増減率
事第	₹ `		(A)	(B)	(B) - (A)	(C)	(D)	(D) - (C)	(E)	(F)	(F) - (E)	((F) - (E))/(E)
水道	(含簡	水)	1, 251	576	▲ 675	24	28	4	1, 275	604	▲ 671	▲ 52.6
病		院	1, 283	1, 253	▲ 30	1	ı		1, 283	1, 253	▲ 30	▲ 2.3
介		護	▲ 16	▲ 39	▲ 23	33	36	3	17	A 3	▲ 20	▲ 117.6
下	水	道	1, 759	1,712	▲ 47	76	217	141	1,835	1, 929	94	5. 1
そ	0)	他	-	_	_	▲ 423	▲ 252	171	▲ 423	▲ 252	171	40.4
合		計	4, 277	3, 502	▲ 775	▲ 290	29	319	3, 987	3, 531	▲ 456	▲ 11.4

⁽注) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金を含む。

地方公営企業の経営状況(事業別総収支額)の推移

(単位:百万円、%)

								,	<u> 十四・ロハ</u>	
	区分年度	Н30	R1	R2	R3	R4	対前年	度比較	(参 対平成30 ^年	考) F度比較
事	業	(A)	KI	N2	(B)	(C)	増減額 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減額 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)
<u> </u>		` '			` '					
水	道(含簡水)	1, 098	1, 255	1, 519	1, 275	604	▲ 671	▲ 52.6	▲ 494	▲ 45.0
	うち法適用	881	1, 221	1, 488	1, 251	576	▲ 675	▲ 54.0	▲ 305	▲ 34.6
病	院	▲ 661	1, 461	86	1, 283	1, 253	▲ 30	▲ 2.3	1, 914	289. 6
	うち法適用	▲ 661	1, 461	86	1, 283	1, 253	▲ 30	▲ 2.3	1, 914	289. 6
介	護	43	9	▲ 13	17	▲ 3	▲ 20	▲ 117.6	▲ 46	▲ 107.0
	うち法適用	A 7	▲ 14	▲ 47	▲ 16	▲ 39	▲ 23	▲ 143.8	▲ 32	▲ 457. 1
下	水 道	1, 417	1,817	1,667	1,835	1, 929	94	5. 1	512	36. 1
	うち法適用	953	1,046	1, 591	1, 759	1, 712	▲ 47	▲ 2.7	759	79. 6
そ	の他	▲ 562	▲ 528	▲ 530	▲ 423	▲ 252	171	40. 4	310	55. 2
	うち法適用	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
合	計	1, 335	4, 014	2, 729	3, 987	3, 531	▲ 456	▲ 11.4	2, 196	164. 5
	うち法適用	1, 166	3, 714	3, 118	4, 277	3, 502	▲ 775	▲ 18. 1	2, 336	200.3
- /-	V.) H	+++++	기가는 ITT A MAN	1.7.4	1 1 1 1 1 1		1		AL A SIAD 9	

(注) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金を含む。

令和4年度 市町村等公営企業決算の概要(市町村別・事業別総収支額)

■法適用事業

(単位:百万円)

福知山市 112 496 276 - 舞鶴市 172 ▲ 8 248 - 綾部市 9 ▲ 33 ▲ 133 - 宇治市 ▲ 257 - 0 - 宮津市 128 - ▲ 11 - 亀岡市 178 121 254 - 城陽市 111 - 531 - 向日市 62 - 0 - 長岡京市 137 - 417 - 八幡市 △ 36 - 28 - 京田辺市 21 - 2 - 京丹後市 ▲ 120 ▲ 312 ▲ 228 - 南丹市 4 - 221 - 木津川市 16 - 0 - 大山崎町 3 大山崎町 3 李治田原町 4 - 3 - 空置町 精華町 △ 62 ▲ 12 12 - 南山城村 京丹波町 60 24 与謝野町 66 南丹病院組合 - 579						(単位:	日刀円)
福 知 山 市 112 496 276 - 年				上水道	病院	下水道	介護
 亀 岡 市 178 121 254 -			山市		496	276	_
 亀 岡 市 178 121 254 -	舞	鶴		172	▲ 8	248	-
 亀 岡 市 178 121 254 -	綾	部		9	▲ 33	▲ 133	1
 亀 岡 市 178 121 254 -	宇	治		▲ 257	1	0	1
 亀 岡 市 178 121 254 -	宮	津	市	128	1	▲ 11	1
長 岡 京 市 137 - 417 - 1	亀	岡	市	178	121	254	_
長 岡 京 市 137 - 417 - 1	城	陽		111	-	531	-
八 幡 市 ▲ 36 - 28 - 京 田 辺 市 21 - 2 - 京 丹 後 市 ▲ 120 ▲ 312 ▲ 228 - 南 丹 市 4 - 221 - 木 津 川 市 16 - 0 - 大 山 崎 町 3 - - - - 久 御 山 町 ▲ 53 - 92 - 井 手 町 22 - - - 宇 治 田 原 町 4 - 3 - 室 置 町 - - - - 和 東 町 - - - - 精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 - - - - 京 丹 波 町 60 24 - - 与 謝 野 町 66 - - - 南 丹病院組合 - 579 -		日	市	62	_	0	_
八 幡 市 ▲ 36 - 28 - 京 田 辺 市 21 - 2 - 京 丹 後 市 ▲ 120 ▲ 312 ▲ 228 - 南 丹 市 4 - 221 - 木 津 川 市 16 - 0 - 大 山 崎 町 3 - - - - 久 御 山 町 ▲ 53 - 92 - 井 手 町 22 - - - 宇 治 田 原 町 4 - 3 - 室 置 町 - - - - 和 東 町 - - - - 精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 - - - - 京 丹 波 町 60 24 - - 与 謝 野 町 66 - - - 南 丹病院組合 - 579 -	長	岡	京市	137	_	417	-
京田辺市 21 - 2 - 京丹後市 ▲ 120 ▲ 312 ▲ 228 - 南丹市 4 - 221 - 木津川市 16 - 0 - 大山崎町 3 - - - 久御山町 ▲ 53 - 92 - 井野町 22 - - - 宇治田原町 4 - 3 - 空間町 - - - - 和東町 - - - - 精華町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南山城村 - - - - 京丹波町 60 24 - - 与謝野町 66 - - - 南丹病院組合 - 579 - -	八	幡	市	▲ 36	_	28	-
木 津 川 市 16 - 0 - 大 山 崎 町 3 - - - 久 御 山 町 ▲ 53 - 92 - 井 手 町 22 - - - 宇 治 田 原 町 4 - 3 - 空 置 町 - - - - 和 東 町 - - - - 精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 - - - - 京 丹 波 町 60 24 - - 与 謝 野 町 66 - - - 南 丹病院組合 - 579 - -	京	田	辺市	21	_	2	_
木 津 川 市 16 - 0 - 大 山 崎 町 3 - - - 久 御 山 町 ▲ 53 - 92 - 井 手 町 22 - - - 宇 治 田 原 町 4 - 3 - 空 置 町 - - - - 和 東 町 - - - - 精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 - - - - 京 丹 波 町 60 24 - - 与 謝 野 町 66 - - - 南 丹病院組合 - 579 - -	京	丹 🦩	後市	▲ 120	▲ 312	▲ 228	_
木 津 川 市 16 - 0 - 大 山 崎 町 3 - - - 久 御 山 町 ▲ 53 - 92 - 井 手 町 22 - - - 宇 治 田 原 町 4 - 3 - 空 置 町 - - - - 和 東 町 - - - - 精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 - - - - 京 丹 波 町 60 24 - - 与 謝 野 町 66 - - - 南 丹病院組合 - 579 - -	南	丹	市	4	_	221	_
大山崎町 3 - - - - 久御山町 4 53 - 92 - 井手町 22 - - - 宇治田原町 4 - 3 - 空間町 - - - - 和東町 - - - - 精華町 4 62 12 12 - 南山城村 - - - - 京丹波町 60 24 - - 与謝野町 66 - - - 南丹病院組合 - 579 - -	木	津	川市	16	_	0	_
久 御 山 町 ▲ 53 - 92 - 井 手 町 22 - - - 宇治 田 原 町 4 - 3 - 笠 置 町 - - - - 和 東 町 - - - - 精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 - - - - 京 丹 波 町 60 24 - - 厚 根 町 - - - - 与 謝 野 町 66 - - - 南 丹病院組合 - 579 - -	大	Щ	崎 町	3	-	_	-
笠 置 町 - - - - 和 束 町 - - - - 精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 - - - 京 丹 波 町 - - - 厚 根 町 - - - 南 丹 所 - - - 南 丹 所 - - - 南 丹 所 - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - ー - - -	久	御			-	92	1
笠 置 町 - - - - 和 束 町 - - - - 精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 - - - 京 丹 波 町 - - - 厚 根 町 - - - 南 丹 所 - - - 南 丹 所 - - - 南 丹 所 - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - 市 円 - - - - ー - - -	井	手	町	22	1	-	1
和 東 町	宇		原町	4	1	3	1
精 華 町 ▲ 62 ▲ 12 12 - 南 山 城 村 京 丹 波 町 60 24 伊 根 町 与 謝 野 町 66 南 丹 病 院 組 合 - 579	笠	置	町	-	_	_	_
南山城村 - - - 京丹波町 60 24 - - 伊根町 - - - - 与謝野町 66 - - - 南丹病院組合 - 579 - -	和	東	町	-	-	-	1
南山城村 - - - - - 京丹波町 60 24 - - 伊根町 - - - - 与謝野町 66 - - - 南丹病院組合 - 579 - -	精	華		▲ 62	▲ 12	12	_
京 丹 波 町 60 24 - - 伊 根 町 - - - - 与 謝 野 町 66 - - - 南 丹病院組合 - 579 - -	南		城村	_	_	_	_
伊根町 - - - - 与謝野町 66 - - - 南丹病院組合 - 579 - -	京	丹:		60	24	_	_
与謝野町 66 - - - 南丹病院組合 - 579 - -	伊	根	町	_	_	_	_
	与			66	_	_	_
山 城 康 陸 組 △	南	丹病防	記組 合	_	579		_
□ 纵 例 元 起 □ □ □ 397 □ ■ 39	Щ	城病院	光組 合	_	397	_	▲ 39

(注) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金を含む。

■法非適用事業

(単位:百万円)

			簡易水道	下水道	電気	港湾	市場	と畜	介護	宅地造成	駐車場
福	知 山	市	_	76		_	0	0	_	▲ 187	_
	鶴 部 治	市	-	_	_	0	-	-	-	_	0
舞綾宇宮亀	部	市	-	_	_	_	-	-	-	0	0
宇	治	市	-	-	_	-	-	-	-	_	0
宮	津	市	ı	-		-	I	I	I	▲ 138	0
亀	岡	市	_	-	_	_	-	-	-	_	-
城	陽	市	_	_	_	_	ı	-	ı	_	-
城向	目	市	_	_	_	_	ı	-	ı	_	-
長	岡京	市	_	_	_	_	-	-	-	_	11
八	幡	市	_	_	_	_	-	-	-	_	1
京	田 辺	市	_	_	_	_	-	-	-	_	-
京京南	丹 後	市	_	_	8	_	-	-	34	53	-
	丹	市	_	-	_	_	-	1	-	_	-
木	津川	市	-	_	_	-	_	_	_	_	_
大	山崎	町	-	116	_	-	ı	1	ı	-	ı
久	御山	町	_	-	_	-	I	I	I	-	I
井	手	町	13	15	_	-	I	I	I	-	I
	治田原	町	_	_	_	_	ı	-	ı	_	-
笠	置	町	2	_	_	_	ı	-	ı	_	-
和	東	町	5	2	_	_	ı	-	ı	_	-
精	華	町	_	_	_	_	_	-	-	_	-
南	山 城	村	1	_	_	_	_	_	_	_	-
和精南京伊	丹 波	町	_	0	_	_	_	-	1	_	-
	根	町	7	6	_	_	_	-	0	_	-
与	謝野	町	_	1	_	_	_	_	_	_	_

(注) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金を含む。

事業別赤字事業数、黒字事業数一覧

(単位:事業数)

								(甲位:尹耒剱)
		R3年	度(A)	R4年	度(B)	増減(B) - (A)	/# **
		黒字	赤字	黒字	赤字	黒字	赤字	備考
	上水道	18	3	16	5	A 2	2	
法適	病 院	6	3	5	4	1	1	
適	介 護		1		1	0	0	
用	下 水 道	24	11	23	12	1	1	
	小 計	48	18	44	22	4	4	
	簡易水道	5		5		0	0	
	電気	1		1		0	0	
	港湾	1		1		0	0	
法	市場	1		1		0	0	
非	と畜	1		1		0	0	
適	宅地造成	2	2	2	2	0	0	
用	駐車場	6		6		0	0	
	介 護	3		3		0	0	
	下 水 道	14		14		0	0	
	小 計	34	2	34	2	0	0	
	合 計	82	20	78	24	A 4	4	

(注) 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金を含む

■ **黒字事業数:78事業**(R3年度:82事業) ■ **赤字事業数:24事業**(R3年度:20事業)

・上 水 道(5事業): 宇治市、八幡市、京丹後市、久御山町、精華町

·病 院(4事業):舞鶴市、綾部市、京丹後市、精華町

介 護(1事業):山城病院

・公共下水(3事業):綾部市、宮津市、京丹後市

・特環下水(1事業):京丹後市

·農集排水(4事業):綾部市、亀岡市、京丹後市、南丹市

・漁集排水(1事業):京丹後市・小排下水(1事業):亀岡市

・特地下水(2事業):綾部市、京丹後市 ・宅地造成(2事業):福知山市、宮津市

5 財政健全化法に係る資金不足比率の状況

財政健全化法に基づき、地方公営企業の経営状況を「資金不足比率」で判断することとされており、財政健全化法で定める経営健全化基準である20%以上となった場合、経営健全化計画を定める必要がある。

令和4年度は資金不足比率が算定された公営企業はなかった。

(注) 資金不足比率の算出方法は以下のとおり

①法適用企業の場合・・・・資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模

資金不足額= (流動負債 + 建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債 の現在高 -流動資産) - 解消可能資金不足額

事業の規模=営業収益の額

②法非適用企業の場合・・・・資金不足比率 = 資金不足額 ÷ 事業の規模

資金不足額= (歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債 の現在高 - 歳出額) - 解消可能資金不足額

事業の規模=営業収益の額

6 建設投資額

建設投資額は、289億11百万円で、前年度に比べ1億63百万円、0.6%減少している。

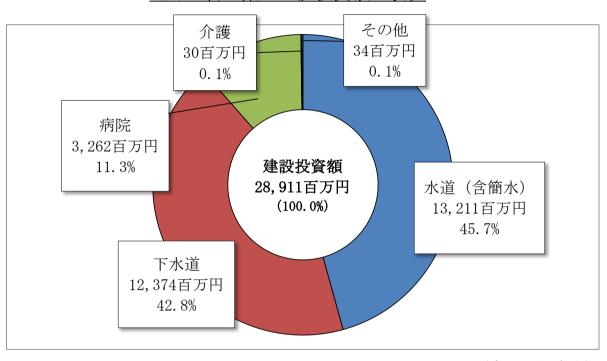
主な減少理由としては、下水道事業における管渠建設事業費の減(宇治市・向日市)などがあげられる。

建設投資額を事業別みると、水道事業が最も多く、次いで下水道事業、病院事業となっている。

なお、過去5年間の推移をみると、平成30年度の建設投資額と比較して、17億2百万円、6.3%増加となっている。

主な増加理由としては、水道事業における老朽管路の布設替や耐震化事業の増加による。

地方公営企業の建設投資額の状況



(令和4年度末)

地方公営企業の建設投資額の推移

(単位:百万円、%)

									\	<u> </u>	11/ /0)
	\ 年.	度	Н30	R1	R2	R3	R4	対前年	度比較	(参: 対平成30	考) 年度比較
事			(A)	ALI	N.	(B)	(C)	増減額 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減額 (C)-(A)	増減率 ((C)-(A))/(A)
水道	(含簡	水)	8, 096	9, 493	10, 366	12, 276	13, 211	935	7. 6	5, 115	63. 2
病		院	3, 540	1,836	3, 250	2,074	3, 262	1, 188	57. 3	▲ 278	▲ 7.9
介		護	6	5	8	9	30	21	233. 3	24	400.0
下	水	道	15, 482	14, 204	12, 464	14, 627	12, 374	▲ 2,253	▲ 15. 4	▲ 3, 108	▲ 20. 1
そ	の	他	85	38	2	88	34	▲ 54	▲ 61.4	▲ 51	▲ 60.0
合		計	27, 209	25, 576	26, 090	29, 074	28, 911	▲ 163	▲ 0.6	1,702	6. 3

(注)建設投資額とは、資本的支出の建設改良費である。

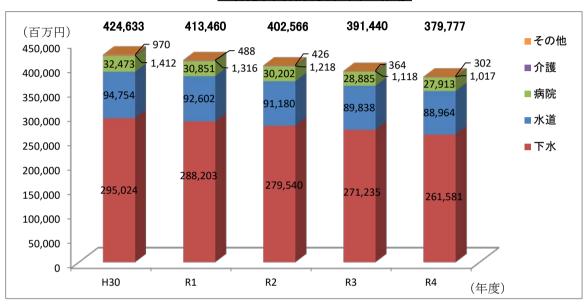
7 ア 企業債現在高

企業債現在高は、3,797億77百万円で、前年度に比べ116億63百万円減少している。 減少理由としては、各事業とも過去の大型事業の元利償還が終了してきていることによる。

また、最近5ヵ年でみても、企業債残高は減少傾向である。

企業債残高を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

企業債事業別現在高の推移



イ 企業債元利償還金

企業債元利償還金は、359億69百万円で、前年度に比べ7億9百万円減少している。 元金償還が3億15百万円減少、利払いが3億94百万円減少している。

また、最近5ヵ年でみると、元金償還はほぼ横ばいとなっているが、低金利状況の影響等により利払いは減少傾向となっている。

元利償還金の推移



料金収入

料金収入は、874億00百万円で、前年度に比べ8億70百万円増加している。 主な増加理由は、病院事業において新型コロナウイルス感染症に起因する受診控えからの回復により医業収益が増加したことや、宅地造成事業において土地の売却件数が増加したことによるも

の。 料金収入を事業別に見ると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業となっている。 なお、過去5年の推移をみると、平成30年度の料金収入と比較して、40億74百万円、4.9%の増

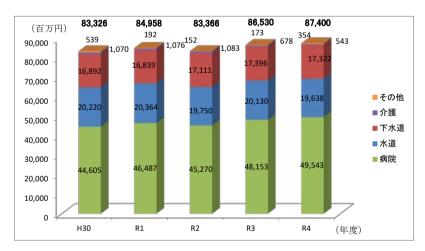
加となっている。
主な増加理由として、診療単価の上昇等による病院事業の収入の増加、料金改定等による下水道

地方公営企業の料金収入の状況

(単位・百万円)

					(単位:日万円)
		R3年度(A)	R4年度(B)	増減額(B)-(A)	備考
	上 水 道	19,879	19, 392	▲ 487	水道料金収入
法	病 院	48, 153	49, 543	1, 390	医業収入(入院・外来)
適	介 護	487	392	▲ 95	介護サービス料金収入
用	下 水 道	16, 239	16, 219	▲ 20	下水道料金収入
	小 計	84, 758	85, 546	788	
	簡易水道	251	246	▲ 5	水道料金収入
	電気	46	42	▲ 4	売電料金収入
	港湾	0	0	0	施設使用料
法	市場	0	0	0	市場使用料収入
非	と 畜	0	0	0	使用料収入
適	宅地造成	64	215	151	土地壳払収入
用	駐車場	63	97	34	駐車場料金収入
	介 護	191	151	▲ 40	介護サービス料金収入
	下 水 道	1, 157	1, 103	▲ 54	下水道料金収入
	小 計	1,772	1, 854	82	
合	計	86, 530	87, 400	870	_

地方公営企業の料金収入の推移



(単位:百万円、%)

									(半匹・ログ	1 1 1 / 0 /
	区分 年度	Н30	R1	R2	R3	R4	対前年	度比較	(参考 対平成30年	
事業	/	(A)			(B)	(C)	増減数 (C)-(B)	増減率 ((C)-(B))/(B)	増減額 (C)-(A)	増減率 ((C)- (A))/(A)
水道	(含簡水)	20, 220	20, 364	19, 750		19, 638	▲ 492	▲ 2.4	▲ 582	▲ 2.9
病	院	44, 605	46, 487	45, 270	48, 153	49, 543	1, 390	2. 9	4, 938	11. 1
介	護	1,070	1,076	1, 083	678	543	▲ 135	▲ 19.9	▲ 527	▲ 49. 3
下	水 道	16, 892	16, 839	17, 111	17, 396	17, 322	▲ 74	▲ 0.4	430	2. 5
そ	の他	539	192	152	173	354	181	104.6	▲ 185	▲ 34.3
合	計	83, 326	84, 958	83, 366	86, 530	87, 400	870	1.0	4,074	4. 9

9 他会計繰入金

他会計繰入金は、255億66百万円で、基準内繰入金が1億23百万円減少し、基準外繰入金が2億34百万円減少し た結果、前年度に比べ、3億57百万円減少している。

減少理由としては、上水道事業及び下水道事業で企業債償還のための繰入れが減少したことなどによる。他会計繰入金を事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで病院事業、水道事業となっており、いずれの事業でも基準外繰入金が発生している団体があり、料金収入のみでは事業費が捻出できていない状況である。

地方公営企業の他会計繰入金の状況

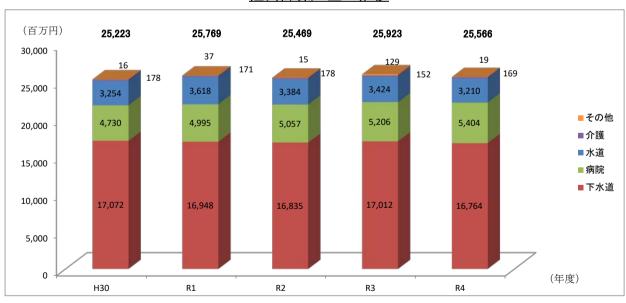
(単位:百万円)

		R3年度(A)			R4年度(B)			增減額(B)-(A)			
			繰入金合計	基準内 繰入金	基準外 繰入金	繰入金 合 計	基準内 繰入金	基準外繰入金	繰入金合計	基準内繰入金	基準外 繰入金
法適用	上水	く道	3, 188	2, 216	972	2, 936	2, 015	921	▲ 252	▲ 201	▲ 51
	病	院	5, 206	4, 888	318	5, 404	5, 134	270	198	246	▲ 48
	介	護	63	8	55	62	14	48	▲ 1	6	▲ 7
	下水	(道	14, 521	10,030	4, 491	14, 246	9,886	4, 360	▲ 275	▲ 144	▲ 131
	小	計	22, 978	17, 142	5, 836	22, 648	17, 049	5, 599	▲ 330	▲ 93	▲ 237
法非適用	簡易	水道	236	220	16	274	210	64	38	▲ 10	48
	電	気	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港	湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市	場	18	5	13	17	5	12	▲ 1	0	▲ 1
	と	畜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宅地	造成	81	0	81	0	0	0	▲ 81	0	▲ 81
	駐車	場	30	1	29	2	1	1	▲ 28	0	▲ 28
	介	護	89	0	89	107	0	107	18	0	18
	下水	(道	2, 491	2,073	418	2, 518	2, 053	465	27	▲ 20	47
	小	計	2, 945	2, 299	646	2, 918	2, 269	649	▲ 27	▲ 30	3
合	•	計	25, 923	19, 441	6, 482	25, 566	19, 318	6, 248	▲ 357	▲ 123	▲ 234

(注1) 「基準内繰入金」とは、総務省からの繰入基準に係る通知に基づいて一般会計等から繰入れたものを示す。

(注2) 「基準外繰入金」には、他会計繰入金のほか、他会計出資金、他会計補助金、他会計借入金が含まれる。

他会計繰入金の推移



【本報道発表に関するお問合せ】 総務部自治振興課 課長 山﨑

課長補佐兼係長 橋爪 TEL 075-414-4454

TEL 075-414-4445



